

## イギリス法における社会保障関係の代理人及び嘱託代理人

新 井 誠

I 序 論<sup>1)</sup>

イギリスで最も広く利用されている委任関係に、本人の依頼を受けて郵便局に行ってその人に給付される退職年金その他の公的給付金を本人に代わって受給してくるという単純かつありきたりな委任関係がある。

この場合、年金等の受給者(以下単に「受給者」という。)本人が財産管理能力を備えているのであれば、単に代理人を任命して、代理人に年金等の受給権を委任するだけでよい。

もし受給者本人に財産管理能力がない場合には、社会保障担当の国務大臣が本人に代わって年金等の受給を行うべき代理人である「嘱託代理人(appointee)」を嘱託することができる。

## II 委 任

委任は、嘱託代理人の嘱託とは異なり、特に制定法の規定を根拠としない法律関係である。代理人を任命して権限を委任する方法としては、個別的なニーズに即して、短期的代理人を任命する方法、長期的代理人を任命する方法及び「第 III 部 該当施設 (Part III accommodation)」に入居している受給者の代理人となる者を任命する方法の三つの方法がある。

## 短期的代理人

受給者本人は(天候または一時的な傷病等の理由で)一時的に郵便局に出向けなくなったような

場合は、単に下記の手続をとるだけで、簡単に代理人を任命することができる。

- 年金等受給切符の表面に記載されている「確かに上記金額を受領いたしました。」なる文章を二重線で消した上、
- 年金等受給切符の裏面に記載されている委任状に必要な事項を記入して、署名する。

年金等受給切符の裏面に記載されている委任状様式は、「私儀、この年金等受給切符の裏面に受給者として氏名を記載されている者は、この年金等受給切符記載の金額の受給権者であります<sup>2)</sup>、ここに(代理人の住所氏名)を私の真正なる代理人と定め、同代理人に対し年金等受給切符によって受給すべき年金等を私に代わって受給する権限を委任いたします。」と記載されている委任状部分(署名欄には受給者本人が署名することを要する。)と、「私は本人、即ち、この年金受給切符の裏面に受給者として氏名を記載されている者の代理人であるところ、本人は本日現在存命中であり、ここに本人に代わり正にこの年金等受給切符記載の金額を受領致しました。受領した金額は直ちにこの年金等受給切符の裏面に受給者として氏名を記載されている受給者本人に払い渡します。以上の通り相違ありません。」と記載されている代理受領確認部分(署名欄には代理人が署名することを要する。)との二部構成となっている。

## 長期的代理人： 代理人カード

受給者本人が自分で郵便局に出向いていけない状態にあるため、誰か他の人に頼んで代わりに郵便局に出向いて、年金等を受け取ってきて貰いた

い場合は、「私儀、別段ご通知申し上げるまでの間、(代理人の住所氏名)を私の真正なる代理人と定め、私に代わって(郵便局名)に出向いて、私名義の年金等受給者手帳によって受給できる年金等を受給する権限を同代理人に委任いたします。」と記載されている EBF 73 号委任状様式<sup>3)</sup>を使って、長期的代理人を任命すればよい。

BF 73 号委任状様式を使って委任状を作成する場合は、

- 先ず日付を記入し、
- 立会人(一人)の立ち会いの下で受給者本人が署名欄に署名し、
- 立会人が立会人署名欄に住所氏名(郵便番号共)を記載の上署名した上、
- 年金局に返送することを要する。

委任状の返送を受けた年金局は、BF 74 号様式<sup>4)</sup>を使って作成した「代理人カード」を代理人に対して交付する。代理人は郵便局を訪れる時は必ずこの代理人カードを携帯しなければならない。この代理人カードには、「当年年金局はこの代理人カードの記名者を受給者の代理人として認めましたので、受給者に支給すべき金員はこの代理人に御支給下さい。」なる年金局から郵便局長宛の指図文言が記載されている。

### 第 III 部該当施設の入居者： 署名代行係

「第 III 部該当施設」とは、「1948 年国民扶助法(National Assistance Act 1948)」第 III 部の規定に基づいて、高齢、疾病その他の事情により介護を必要としていながら必要な介護をどうしても受けられない人を収容するために地方公共団体が提供する居住施設に付けられた名称である。第 III 部該当施設に入居している年金等の受給者は、一般に「署名代行係(signing agent)」の名で呼ばれている地位にある地方公共団体の職員に委任して、本人に代わって年金その他の給付を受給することができる。署名代行係は、その地位にある者が人事異動等により他の部署に異動したために行政上の混乱や事務手続の遅延が発生するようなことがないようにとの配慮から、氏名で呼ばれるよりは、官名で呼ばれている。

署名代行係に対する委任は BR 441 号様式<sup>5)</sup>を使って行うが、この様式は次の三枚綴りとなっている。

- 第 A 部： この部分は本人たる受給者の署名欄で、受給者は、所轄の地方公共団体の職員(署名代行係以外の者)一名の立ち会いの下に、ここに署名することを要する。
- 第 B 部： この部分は署名代行係が必要事項を記入した上、受給者の署名のある第 A 部と共にこれを年金局に送付しなければならない。
- 第 C 部： この部分は受給者用の控えの部分であり、受給者はこの部分を切り取って、保管しておかなければならない。この部分には、受給者は何時にても署名代行係に対する委任を取り消したり、署名代行係を更迭したり、自分で年金等を直接受給したければ受給できる旨の注意書も記載されている。

他の代理人(短期的代理人や長期的代理人をいう。)の場合と異なり、署名代行係の場合は、恰も自らが本人たる受給者である場合と同様に、自らの氏名を本人たる受給者の年金等受給切符等に署名して、本人に代わって年金等の支給を受けることができる。このことは、本人たる受給者には受給者手帳や年金等受給切符の占有権や管理権がなくなることを意味する。但し署名代行係は、本人たる受給者に代わって受給した年金等については、全額これを本人たる受給者に引き渡さなければならない<sup>6)</sup>。なお、第 III 部該当施設に入居している年金等の受給者は、希望すれば、地方公共団体の職員以外の者に委任して年金等の支給を受けることもできる。

### III 囑託代理人(appointee)の任命に関する立法

囑託代理人の場合は、委任や代理の場合と異な

り、制定法上によって定められたところに従って発行される文書によりその職務権限が規制されるようになっている。現行の根拠法規は「1987年社会保障(入院患者)規則(Social Security Hospital In-Patients Regulations 1987)」<sup>7)</sup>の第33条であり、この規則は入院患者<sup>8)</sup>以外の者だけに適用されるものであるが、同条には次のように定められている。

(1) 主務大臣は、ある者が下記の(a)及び(b)の両方に該当しかつ下記の(c)または(d)のいずれかに該当する場合において、その者に代わって他の者(自然人の場合は18歳以上の者に限る。)より書面による申請があった場合は、当該他の者を嘱託代理人に委嘱して、本人が有するあらゆる権利を本人に代わって行使する権限ならびに本人が受け取ることができる一切の金員を本人に代わって受領してこれを処理する権限をこの嘱託代理人に付与することができる。

(a) 年金等の受給権を有しているか、若しくは有していると主張している者(過去において本人自らまたは代理人により年金等の受給を申請したことがあると否との別を問わない。)

(b) 現時点において行為能力のない者。

(c) 本人に代わって年金等の受給を申請する権限または受領する権限を有する財産保全管理人(Receiver)が財産保護裁判所(Court of Protection)によって未だ任命されていない場合。

(d) スコットランドにおいては、本人の財産が法律上任命された後見人、未成年者後見人その他の監護人により管理されていない場合。

(2) 第(1)項の規定に基づいて主務大臣が嘱託代理人を委嘱した場合は、以下に定めるところによる。

(a) 主務大臣は何時にてもこの委嘱を取り消すことができる。

(b) 嘱託代理人に委嘱された者は、1ヶ

月前までに主務大臣に対して書面による辞任届を提出して、その職を辞任することができる。

(c) 嘱託代理人を委嘱した場合でも、第(1)項の(c)または同(d)にいう財産保全管理人等が任命された旨の通知が主務大臣に対してあった場合は、嘱託代理人の委嘱の効力は消滅する。

(3) 現に行為能力を喪失している者が本規則上行わなければならない行為若しくは現に行為能力を喪失している者を相手方として本規則上行わなければならない行為は、財産保全管理人、後見人、未成年後見人その他の監護人がいる場合は当該財産保全管理人、後見人、未成年後見人その他の監護人がこれを行うか、当該財産保全管理人、後見人、未成年後見人その他の監護人に対してこれを行うか、若しくは本規則の規定に従って委嘱された嘱託代理人がこれを行うか、同嘱託代理人に対してこれを行えばよいものとし、主務大臣との関係においては、この規則に基づいて委嘱された嘱託代理人が作成した領収証は、同領収証に記載されている金額の受領があったことを証する有効な領収証となる。

同規則第33条は特に持続的代理権授与制度(Enduring Power of Attorney)については何も触れていないので、持続的代理権授与証上の代理人については嘱託代理人等の他の代理人と同じように扱えば良いというのが一般的な考え方である。そうだとすれば、例えば、持続的代理権授与証上の代理人については、代理人としての責任を自覚しているかどうかを確認するための面接を行ってもよい筈であり、また主務大臣は、年金等の社会保障上の給付との関係についてだけに限っていえば、持続的代理権授与証上の代理人の権限を取り消すこともできる筈である。

「1975年社会保障(入院患者)規則」<sup>9)</sup>第16条第(2)項の規定は、病院に入院して無料の治療を受けている患者の嘱託代理人に当該病院の病院長が就任している場合に適用される規定であるが、

入院患者が有している社会保障上の給付の受給権は、患者本人の生活上の快適さや楽しみを確保するためには一定の金額しか必要としない旨若しくは一切金を必要としない旨を医務官 (medical officer) が証明した場合は、同患者の嘱託代理人は、同患者の受給金額を減額または全額これを返上することができることになっている。

無能力者となっている受給者の嘱託代理人は、受給者所有の財産については、一切如何なる処分権もない。但し財産の内容が社会保障上の給付金を積み立てたものである場合についてはこの限りではない。嘱託代理人が無能力者となった受給者に帰属するその他の財産を処分する必要が生じた場合は、指導、略式命令または場合によっては財産保全管理人の任命を求める申立を公信託局 (Public Trust Office) に行う必要がある。

#### IV 年金等の給付の管理能力

「1987年社会保障(受給権及び支給)規則 (Social Security (Claims and Payments) Regulations 1987)」の第33条には「現時点で行為能力を失っている」なる表現が実際に何を意味するかについては何等の定義も設けられていないが、社会保障省 (Department of Social Security) が内部資料として出している「所得援助マニュアル (Income Support Manual)」を見ると、老年性痴呆または精神病等に因り自分の身の回りの事務を理解したり管理する精神的能力を欠いている者を行為無能力者と見なす旨が示唆されている<sup>10)</sup>。

この種の能力に関しては特に正式な法律上の判断基準はないが<sup>11)</sup>、社会保障上の諸給付の受給を請求し、これを受給し、且つ受給した給付金を処分する精神的能力があるとい得るためには、以下に掲げる能力を備えていなければならないということが従来より示唆されている<sup>12)</sup>。

- (1) 受給資格発生の原因となる基本的な事項についての理解力。
- (2) 受給申請書の記載内容を理解する能力と同申請書に必要事項を記入する能力。
- (3) 社会保障省からの問い合わせ書簡等に返答

する能力。

- (4) 年金等を受給するために出頭し、これを受領する能力。
- (5) 年金等が何のために支給される金であるかを理解しているという意味においての受給した年金等の管理能力ならびに受給した年金等をその支給目的のために支出するかどうかを選択するとともに、支出することに決めた場合はそれを如何に支出するかを選択する能力。

#### V 委嘱手続

嘱託代理人の委嘱手続は次の通りである。

- 嘱託代理人に委嘱されることになった者<sup>13)</sup>は BF 56 号様式<sup>14)</sup>を入手して、これに必要事項を記入の上、年金局に返送しなければならない。
- 年金局は実際に受給者本人が行為無能力者であるかどうかを確認するための調査を行う。この調査には原則として受給者本人の無能力についての医学上の証拠資料を取り付ける必要はない<sup>15)</sup>。場合によっては年金局の職員が受給者を訪問して直接面談し、実際に嘱託代理人の委嘱が必要かどうか、嘱託代理人の委嘱申請が単に便宜上のためだけに行われているものでないかどうか、及び受給者の代理人となっている者が既に行っていないかどうかを確かめることもある<sup>16)</sup>。
- 年金局が嘱託代理人就任候補者と面接して、嘱託代理人に就任した場合の責任を同候補者が自覚しているかどうかと、受給者の代理人として相応しい者かどうかを確認する<sup>17)</sup>。年金局の主査は、就任候補者の適性につき疑念があると認めた場合は、身元照会先となるような人の住所氏名を尋ねることができる。
- 年金局主査は、すべての点で問題がないと認めた場合は、主務大臣に代わって、主務大臣の名において、嘱託代理人の委嘱を許可する。

- 嘱託代理人に委嘱された者に対しては、BF 57号様式<sup>18)</sup>を使って委嘱通知を行う。この委嘱通知書には嘱託代理人の権利が明記されている。
- 嘱託代理人の委嘱は法律的には主務大臣の裁量に属する事項であるので、嘱託代理人の委嘱を行いまはこれを行わない処分若しくは一度行った委嘱を取り消す処分については、上級社会保障不服審判所 (Social Security Appeal Tribunal) への不服申立権は認められない。
- 嘱託代理人の職務執行状況をチェックするために、3年に一度「限定的実地調査」を行うことを定めた規定が別に設けられている。

嘱託代理人に委嘱された者は、すべての社会保障給付につき代理権を有することになる。1987年規則の施行日である1988年4月11日までは、理論上は受給者一人につき最高5人までの嘱託代理人を委嘱できることになっていた<sup>19)</sup>。

主務大臣により嘱託代理人が委嘱された場合は、委嘱を受けた嘱託代理人本人に対しては本人たる受給者に受給資格があるすべての社会保障上の給付の内容を確認するための調査を行うよう勧告するとともに、受給資格があるのにまだ受給申請をしていないものがあることが判明した場合は、これについての受給申請をするよう勧告することになる。過去に遡っての遡及的給付申請は一定期間についてしか認められないようになっていた。12ヶ月を超えて過去に遡っての受給が認められるケースは殆どなく、この除斥期間を超えた受給分については受給権が消滅してしまうことになる<sup>20)</sup>。

嘱託代理人に事故があって一時的に本人たる受給者に代わって行う年金等の代理受給業務が果たせなくなった場合は、自らに代わってこの業務を代行させるための復代理人を任命することができる。

#### 委嘱の取消し

主務大臣は、嘱託代理人が、本人たる受給者の利益のために金を使わなければならないという義

務を負っているにも拘わらず、この義務の履行を怠っていると認めた場合は、当該嘱託代理人の委嘱を取り消すことができる。委嘱取消し処分をする場合は、これに先だって嘱託代理人本人と面接し、置かれた立場を説明した上で、BF 57号様式<sup>21)</sup>による委嘱通知書の裏面に記載されている注意事項について注意を喚起するのが慣例となっている。嘱託代理人がこれを受けて年金等の管理事務を改めて、以後これを正しく行う気があるのであれば、暫く様子を見るためにそのまま嘱託代理人の地位に留まらせる。年金局には個々の受給者やこれについて委嘱されている嘱託代理人を定期的に訪問できるだけの十分な人数の職員がいないので、一旦嘱託代理人の委嘱が行われた後は、委嘱された嘱託代理人がその委嘱の際に課された条件に悖るような行為を行ったとしても、これを「告発」して貰うためには、ほぼ全面的にソーシャルワーカー、保健所の職員または場合によっては弁護士等の第三者の監視の目に頼らざるを得ない状態にある。従って、嘱託代理人が不正を行っているのではないかと疑うに足る十分に根拠があると考える者は、最寄りの年金局の支所に連絡して、担当の年金主査に事情を説明することになる。

#### 嘱託代理人の個人的責任

虚偽表示を行ったり、重要な事実を隠蔽することによって年金等の給付を余分に受けたり、本来支給される筈のない年金等の給付を受けた者に対しては、余分に受給した金額の返還を命ずることができる<sup>22)</sup>。GIS/774/1992は、子とその母親の嘱託代理人になっていたところ、その後暫くして母親が死亡したというケースであるが<sup>23)</sup>、この事件では、子である嘱託代理人からの不服申立を受けた上級社会保障不服審判所 (Social Security Appeal Tribunal) は、死亡した母親が法定限度を超える8,000ポンドもの貯蓄をしていたという重要な事実がありながらその開示を怠ったとして、所得補助給付として支給した金額のうち4,400ポンド強が過剰支給に該当するとして、同女の遺産よりこれを返還するよう命ずる審判を下している。この審判については、これを不服として申告が行

われ、これを受けた補助裁判官は、死亡した母親の精神的能力を勘案すると、同女の遺産から過剰受給分の返済を命ずることはできず、また嘱託代理人の行った行為についての責任を同女に追及することもできないと判示した上で、過剰受給分を取り戻すことができるとするならば<sup>24)</sup>、これは嘱託代理人本人から取り立てるべきであると判示した。

### 受給者の死亡

受給者本人の死亡後も同人の嘱託代理人はその地位に留まれるかどうかについては一部混乱がある<sup>25)</sup>。第33条の規定に基づいて委嘱された嘱託代理人の場合は、本人たる受給者が死亡してしまった場合は、その時点で委嘱の効力はなくなり、受給者が死亡した時点で受給権を巡る未解決の争いがある場合は、改めて主務大臣が「1987年社

会保障(受給権及び支給)規則(Social Security (Claims and Payments) Regulations 1987)」第30条の規定に基づいて嘱託代理人を委嘱し直す必要があると思われる<sup>26)</sup>。同規則第30条第(1)項には、「年金等の給付申請を行っている者が途中で死亡した場合は、主務大臣は適切と認める者を委嘱してその者をして当該請求手続事件を続行させることができる。」と定められている。

### 統計的資料

嘱託代理人の委嘱状況に関する情報として記録に残っているものは驚くほど少ない。1984年1月16日から1984年2月13日迄の約1ヶ月間に保健社会保障省(旧称)に登録されている嘱託代理人の委嘱件数は3,898件であり、このことからみると当時は年間平均して46,776件の嘱託代理人の委嘱が行われたことになる<sup>27)</sup>。これに対して

### 私法上の代理人と嘱託代理人との間の相違点

私法上の代理人	嘱託代理人
私法上の代理人の任命は受給者本人が行う。	嘱託代理人は社会保障担当主務大臣が委嘱する。委嘱については受給者本人の承諾は特に必要ない。
私法上の代理人は、受給者本人が直接郵便局に出向いて年金等受給給付を現金化するのが困難であったり、不便な場合に任命される。	嘱託代理人は、受給者側に自分の身の回りの事務を理解して処理する精神的な能力が欠けている場合に委嘱される。
医学上の証拠資料の提出は特に必要としない。	医学上の証拠資料の提出を必要とする。
私法上の代理人の場合は特に最低年齢制限はない。	嘱託代理人は18歳以上の者でなければならない。
代理人に認められる権限は本人たる受給者に支給される年金等の受給切符を現金化する権限だけに限られる。	嘱託代理人の場合は年金等の給付の受給請求権、年金等の給付金の受給権、本人たる受給者のおかれている事情に変化が生じた場合に関係する年金等の支給を所轄する官庁に報告を行う権利義務および給付調整担当官の下した処分不服がある場合にこれについて不服を申し立てる権利等、本人たる受給者が有するすべての権利義務を本人に代わって行使または履行することができる。
私法上の代理人の場合は本人に代わって受給した金員はすべてそっくりそのまま本人たる受給者に引き渡さなければならない。	制定法上の嘱託代理人の場合は、本人たる受給者に代わって受給した金員については、これを受給者本人またはその扶養家族の最善の利益のために使わなければならない義務を負う。
私法上の代理人の辞任に関しては特に要件は定められていない。	嘱託代理人は、辞任しようとする場合は、その1ヶ月前までにその旨を社会保障省に通知する義務が課されている。
本人たる受給者は何時にても代理権を取り消すことができる。	主務大臣は何時にても嘱託代理人の委嘱を取り消すことができる。
特別な「監視制度」はない。	抜き取り検査方式による3年毎の限定的な「監視」が行われる。
私法上の代理人は代理権を復代理人に委任することはできない。	嘱託代理人の場合は復代理人を任命してその権限の一部を委任することができる。

財産保護裁判所では現在年間平均約 5,000 件の新たな財産保全管理人の任命を行っているほか、ほぼ同数の持続的代理権授与証発行登録を受け付けている。1988 年についてみると、全体の社会保障給付の 1% が嘱託代理人経由で受給されている模様である<sup>28)</sup>。大部分の嘱託代理人は主として退職年金等よりは、付添介護手当、就業不能者用生活扶助、就労不能者給付及び重症心身障害者手当等の就労不能者のための給付金の受給業務に携わっているという事実を示す資料もある<sup>29)</sup>。

## VI 法律改正案

法律委員会 (Law Commission) は 1995 年 3 月に発表した「*Mental Incapacity* (精神的無能力)」なる表題の報告書<sup>30)</sup>の中で、現行の嘱託代理人制度につき様々な改正を提案している。嘱託代理人の委嘱に関する規則は社会保障大臣の所管事項となっているので、法律委員会自身が新たな規則の起草作業を担当することはない<sup>31)</sup>。同委員会が提案している改正の内容は次の通りである。

- (1) 受給者本人に「1992 年社会保障行政法 (Social Security Administration Act 1992)」上の権利や本人に受給権のある年金等の受給権、処分権を行使する能力があるかどうかを判断する場合の基準としては、「意思無能力者法案 (Mental Incapacity Bill)」第 2 条に定められている「無能力 (Incapacity)」に関する法律上の定義を採用する<sup>32)</sup>。
- (2) 管理している金銭を実際にどのように支出したかについては少なくとも概要報告させるようにすべく、毎年嘱託代理人全員に調査表を送って、必要事項を書き込ませて返送させる方式を考える<sup>33)</sup>。
- (3) 嘱託代理人の任期については 3~5 年を限度として一定の制限を設けた上、任期満了に際して重任を希望する場合は、嘱託代理人側から重任許可申請を出させるようにする<sup>34)</sup>。
- (4) 恐らく居住型養護ホームや介護ホームの経

営者や責任者等が入所者の嘱託代理人となることを法律を以て禁ずる必要があるであろう<sup>35)</sup>。

## 〔付 記〕

筆者は、拙稿「アメリカ法における代理受取人の法的構成」(『国学院法学』32 巻 4 号, 159 頁以下, 1995 年)においてアメリカ法における社会保障関係の代理人について論じたことがあるが、本稿はその続編である。

## 注

- 1) これから代理人や嘱託代理人になろうとする人のための資料として、「支援の手 (Helping Hand) : 障害を持つ人々の社会保障給付の受給を手助けするためにあなたはどのようなことができるか」という題名の案内資料的パンフレット (配布資料 AP 1) が 1994 年 2 月に年金局 (Benefits Agency) から発行されている。このパンフレットは, Heywood Stores, Manchester Road, Heywood, Lancashire OL10 2PZ の年金局広報課に連絡すれば, 入手できる。Penny Letts, *Managing Other People's Money* (Age Concern, 1990) も参照のこと。
- なお, 本稿は Denzil Lush, *Elderly Clients* (Jordans, 1996) p. 179, 以下に依拠したものである。
- 2) 何等かの理由で委任者たる受給者が年金等受給切符記載の金額の受給資格を喪失しているような場合に, もしこの文章をそのままにして年金等受給切符記載の金額を受給してしまうと, 代理人ではなく, 受給者本人が「1992 年社会保障行政法 (Social Security Administration Act 1992)」第 71 条にいう過剰給付を受けたことになる。過剰給付を受けた金額は返還しなければならない。
- 3) BF 73 号委任状様式の実物は前掲 Denzil Lush, p. 191 (英文) の例 1 に掲げる通りである。
- 4) BF 74 号委任状様式の実物は前掲 Denzil Lush, p. 192 (英文) の例 2 に掲げる通りである。
- 5) BF 441 号様式の実物は前掲 Denzil Lush, p. 193 (英文) の例 3 に掲げる通りである。
- 6) 前掲 Penny Letts, *Managing Other People's Money* (Age Concern, 1990), p. 30.
- 7) 「1975 年社会保障 (入院患者) 規則 (Social Security (Hospital In-Patients Regulations 1975)」(1975 年行政規則第 555 号) を参照のこと。
- 8) 1987 年行政規則第 1968 号。
- 9) 1975 年行政規則第 555 号。

- 10) 所得援助マニュアル第2.1002項。
- 11) 補助裁判官 (Commissioner) の言い渡した判決の中には年金等の過払いとの関係において受給者の能力について踏み込んだ意見を述べているものがある。R (SB) 28/83 の判決の中でワトソン補助裁判官は、受給者本人が、自分がある種の資本資産 (Capital Asset) を所有していることを実際に知っていたか、然るべき注意能力を駆使して調べれば当然知り得ていた筈であるという事実を立証する必要があると述べている。CBS/1093/1989 の判決の中で、ミッチェル補助裁判官は、重要なのは、受給者が、受給申請書に署名した際に、自分が正に年金等を受給することになる原因書面ともいべき受給権の行使に関する書類に署名しているのだという認識があったかどうかである、と述べている。CIS/545/1992 におけるジョンソン補助裁判官の判決ならびに1995年5月10日付の Time 紙に掲載された Chief Adjudication Officer v. Sheriff (1995) における「同女に年金等の受給を請求する能力があったというのであれば、同女には当然問題の虚偽表示をも行う能力があったというべきである。」とするヌアース控訴裁判所判事の判決も参照のこと。
- 12) Ruth Lavery and Laura Lundy, 「The Social Security Appointee System」(1994) *Journal of Social Welfare Law*, 313-327, p. 316.
- 13) 通常は受給者本人の身近にある友人、親戚若しくは受給者本人が入所している養護施設の所長が就任する。社会保障省が出している「所得援助マニュアル」の第2.1011項には、養護施設等の経営者や所長が嘱託代理人に就任するのはどうしても他に適当な人がいない場合だけに限ると書かれている。「1988年養護居住型養護ホーム (改正) 規則 (Residential Care Homes (Amendment) Regulations 1988)」(1988年行政規則第1192号)の規定上「1984年登録ホーム法 (Registered Homes Act 1984)」の規定上の登録を行っている者は、ホームの入居者別に、入居者に代わって受領したり、入居者から直接受領した金銭の出納に関する状況を記載した記録を作成して備え付けておかなければならないことになっている点に注意。「Home Life: A Code of Practice for Residential Care (ホームでの生活: 入居者の介護に関する倫理規定)」(Center for Policy on Aging, 1994)の第2.6.5項には「どのような差し迫った事情があるにせよ、施設の所長や経営者がこの地位に就くのは絶対に好ましくない。」と述べられている。
- 14) BF 56号様式の実物は前掲 Denzil Lush, p. 194 (英文) の例5に掲げる通りである。
- 15) Ruth Lavery and Laura Lundy, 「The Social Security Appointee System」(1994) *Journal of Social Welfare Law*, 313-327, p. 320 には、「北アイルランドの社会保障局では、受給者本人が入院していない場合 (1993年6月28日付通達参照) またはかつて受給者本人の法律的無能力に関して社会保障担当官が疑念を持った場合 (1993年7月1日付通達参照) は、いずれも医学上の証拠資料の提出を求める必要があるとしている。」と述べられている。
- 16) 社会保障省発行の「所得援助マニュアル」第2.1009項参照。
- 17) 読み書きのできない者、虚弱者、意識が清明でない者、不正直者または金にだらしのない者として評判のある者等は相応しくない。Penny Letts, *Managing Other People's Money* (Age Concern, 1990), p. 45.
- 18) BF 57号様式の実物は前掲 Denzil Lush, p. 197 (英文) の例6に掲げる通りである。
- 19) Gordon Ashton and Adrian Ward, *Mental Handicap and The Law* (Sweet & Maxwell, 1992), p. 565.
- 20) 「1992年社会保障行政法」第1条第(2)項第(b)号には、「受給申請に関わる給付が障害者給付または所得減少補填給付である場合は、何人も受給申請日から逆算して12ヶ月超前に支給日の到来した給付については、遡及してこれを受給することはできない。」と定められている。
- 21) 実物は前掲 Denzil Lush, p. 197 (英文) の例6に掲げる通りである。
- 22) 「1992年社会保障行政法」第71条第(3)項。
- 23) 事件の内容は(1994)1 *Journal of Social Security Law* 3, p. D 127に記載されている。
- 24) 嘱託代理人が重要な事実の開示を怠ったかどうかを判断するに当たっては、次の二点、即ち (a) 嘱託代理人が当該重要事実を熟知していたこと (この点に関しては、嘱託代理人の立場は、患者の資産状況につき詳しい正確な情報を把握することが要求される財産保全管理人のそれと対比させることができる (R (SB) 28/83 参照)) と (b) 「開示を怠った」といい得るような何等かの事実、即ち、当然に何等かの義務違反の存在という事実、言い換えれば、少なくとも何等かの開示をして貰える筈であると当然期待されている状況下において不開示の責任を追及されている者が情報の開示を怠ったという事実の存在、を証明する必要がある。CIS/734/1992 (J.M. ヘンティー補助裁判官: 4 March 1994: Starred Decision (第9項))。
- 25) 標準的教料書といわれている Bonner, *Non-Means Tested Benefits: The Legislation, 1995* (Sweet & Maxwell, 1995), p. 25 には、「受給者が不服審判所に不服申立をした後に死亡してしまったような場合には、検認書上または遺産管理状上任命された故人の人格代表者若しくは



- 「受給権及び支給に関する規則 (Claims and Payment Regulations)」第 33 条の規定に基づいて主務大臣から正式な委嘱を受けた嘱託代理人がいて同嘱託代理人に不服申立手続を継続する意思がある場合を除き、不服審判所の管轄権は消滅してしまうものと思われる。R (SB) 8/88。R (SB) 5/90 の判決においてグッドマン補助裁判官は、主務大臣による嘱託代理人の委嘱は遡及効を有すると判示した。R (SB) 8/88 における判決のいわんとするところをさらに詳しく咀嚼して述べている。従って、不服審判省との関係でいえば、不服申立が行われた日からこれに関する審尋手続の期日までの間に嘱託代理人の委嘱が行われている場合は、管轄権の存在を認める十分な根拠となる』と書かれている。但しこの中で Bonner が第 33 条の規定に基づく嘱託代理人の委嘱について言及しているのは実は間違いであり、Bonner が取り上げている補助裁判官による 2 件の判決はいずれも「1981 年補助給付 (受給権及び支払) 規則」(1981 年行政規則第 1525 号) 第 28 号第 (1) 項の規定に基づくものである。なお、同条同項の規定は、現在は「1987 年社会保障 (受給権及び支払) 規則」(1987 年行政規則第 1968 号) の第 30 条 (死亡時における給付 (Payments on Death)) として存続している。
- 26) 1987 年行政規則第 1968 号。  
 27) Age Concern, *The Law and Vulnerable Elderly People* (1986), p. 104.  
 28) *Mentally Incapacitated Adults and Decision-*

*Making: An Overview*, Law Com Consultation Paper No. 119 (HMSO, 1991), p. 70.

- 29) Ruth Lavery and Laura Lundy, 「The Social Security Appointee System」(1994) *Journal of Social Welfare Law*, 313-327, p. 314 には、北アイルランド社会保障局から入手した次のような統計的数値が掲げられている。「北アイルランドでは、1991 年 12 月 17 日現在でみると、付添い介護手当の受給業務を取り扱っている嘱託代理人が 10,600 名、就業不能者生活扶助の受給を取り扱っている嘱託代理人が 10,000 名、退職年金の受給を取り扱っている嘱託代理人が 326 名いる。1993 年 6 月の時点で見ると、就業不能者手当の受給を取り扱っている嘱託代理人の数は 593 名、重度心身障害者手当の受給を取り扱っている嘱託代理人が 5,017 名、児童福祉手当の受給を取り扱っている嘱託代理人が 17 名いる。」
- 30) (1995) Law Com No. 231 (HMSO, 1995). *Mentally Incapacitated Adults and Decision-Making: A New Jurisdiction*, Law Com Consultation Paper, No. 128 (HMSO, 1993), 第 5.7 項～第 5.9 項も参照のこと。
- 31) Law Com, No. 231, 第 4.23 項。  
 32) 前掲同第 4.24 項。  
 33) 前掲同第 4.25 項。  
 34) 前掲同第 4.25 項。  
 35) 前掲同第 4.27 項。

(あらい・まこと 千葉大学教授)